

法改正情報	2026年度版 弁理士試験 四法横断法文集
-------	-----------------------

5286-3

令和8年1月1日に「特許協力条約に基づく規則」(PCT規則)が改正、発効となりました。こちらは令和8年度の弁理士本試験に出題される範囲にあたるため、本書記載内容に下記の変更が生じました。  
恐れ入りますが、下記ご確認の上、本書をご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

頁	PCT規則	書籍の記述	発効後の記述
575 ～ 576	33. 1	国際調査における関連のある先行技術 (a) 第十五条(2)の規定の適用上、関連のある先行技術とは、世界のいずれかの場所において書面による開示（図面その他の図解を含む。）によって公衆が利用することができるよう <del>にされており</del> 、…〔後略〕	国際調査における関連のある先行技術 (a) 第十五条(2)の規定の適用上、関連のある先行技術とは、世界のいずれかの場所において手段のいかんを問わず公衆が利用することができるよう <del>にされており</del> 、…〔後略〕
577 ～ 578	34. 1	定義 (a) 第二条(i)及び(ii)の定義は、この第三十四規則については、適用しない。  (b) 第十五条(4)に規定する資料（「最小限資料」）は、次のものから成る。  (i) (c)に掲げる「国内特許文献」 (ii) 公表された国際（PCT）出願、特許及び発明者証の公表された広域出願並びに公表された広域特許及び広域発明者証  (iii) 公表された非特許文献のうち国際調査機関が合意するものであつて最初の合意の際に及び変更の都度国際事務局によつて一覧表において公表されるもの (c) 「国内特許文献」は、(d)及び(e)の規定に従うことを条件として、次のものとする。 (i) アメリカ合衆国、スイス（ドイツ語及びフランス語のものに限る。）、旧ソヴィエト連邦、旧ドイツ特許庁、日本国、フランス及び連合王国によつて千九百二十年以	定義 (a) 第二条(i)及び(ii)の定義は、この第三十四規則については、適用しない。 <u>この第三十四規則の規定の適用上、「特許文献」には以下のものを含むものとする。</u> (i) 公表された国際出願 (ii) 公表された広域特許 (iii) 国内官庁又はその法的な先行官庁によつて千九百二十年以後に発行され公表された国内特許 (iv) フランスによつて千九百二十年以後に発行された実用証 (v) 旧ソヴィエト連邦によつて発行された発明者証 (vi) (ii)から(v)に規定するいずれかの様の保護を求める出願であつて千九百二十年以後に公表されたもの (b) <u>(c)の規定にかかわらず、第十五条(4)に規定する資料（「最小限資料」）は、次のものから成る。</u> (i) (a)に掲げる「特許文献」であつて、実施細則に定める技術的要件及び利用可能性要件並びに該当する場合には36. 1(ii)の規定に従つて、該当する国内官庁若しくはその法的な承継官庁により若しくはその官庁に代わつて、又は国際事務局により、利用することができるよう <del>にされたもの</del> (ii) 公表された非特許文献のうち国際調査機関が合意するものであつて最初の合意の際に及び変更の都度国際事務局によつて一覧表において公表されるもの (c) <u>国際調査機関は、(b)に記載する必要な資料の調査に加え、更に国内官庁又はその法的な先行官庁によつて千九百二十年以後に発行された実用新案及び同年以後に公表された実用新案出願から成る実用新案文献を調査することが望ましい。ただし、その実用新案文献</u>

後に発行された特許  
(ii) 大韓民国、ドイツ連邦共和国、中華人民共和国及びロシア連邦によって発行された特許  
(iii) (i)及び(ii)に掲げる国において千九百二十年以後に公表された特許出願  
(iv) 旧ソヴィエト連邦によって発行された発明者証  
(v) フランスによって発行された実用証及び公表された実用証の出願  
(vi) 千九百二十年後に他の国によって発行された特許及び他の国において公表された特許出願のうち英語、スペイン語、ドイツ語又はフランス語のものであつて優先権の主張を伴わないもの。ただし、当該他の国の国内官庁がこれらの文献を抽出して各國際調査機関が自由に利用することができるようする場合に限る。

が、実施細則に定める技術的要件及び利用可能性要件に従つて、該当する国内官庁若しくはその法的な承継官庁により又はその官庁に代わつて利用することができるようにしている場合に限る。

(d) 実施細則に定める要件に従つて特許文献及び、該当する場合には、実用新案文献を利用することができるようにしている各国内官庁は、次のことを行う。

(i) 國際事務局にその旨を通知すること。  
(ii) 新たに公表された特許文献及び、該当する場合には、新たに公表された実用新案文献を、通常利用することができるようすること。

(iii) 利用可能な特許文献及び、該当する場合には、利用可能な実用新案文献の現在の範囲を実施細則に従つて詳述したオーソリティファイルを国際事務局に少なくとも毎年提供すること。

(e) 國際事務局は、(d)の規定に従つて通知された特許文献及び実用新案文献の利用可能性を認証し、当該文献の詳細及び当該文献が最小限資料の一部となる日付を公報に掲載する。国際事務局は、実施細則に定めるところにより、(d)(iii)に規定するオーソリティファイルのためのリポジトリの管理業務を行う。

(f) 出願が二度以上公表される場合において、二度目以降に公表されたいずれのものも追加事項を含まない場合には、各國際調査機関は、最初に公表されたもののみをその資料に保存する義務を負う。

(d) 出願が再度公表される場合（例えば、出願公開公報（0 f fe n l e g u n g s c h r i f t ）及び出願公告公報（A u s l e g e s c h r i f t ）の場合）又は三度以上公表される場合には、国際調査機関は、その資料にそれらのすべての種類を保持する義務を負わない。したがつて、各國際調査機関は、二種類以上を保持しないことができる。更に、出願が認められて特許又は実用証（フランス）が発行される場合には、国際調査機関は、その資料に出願及び特許又は実用証（フランス）の双方を保持する義務を負わない。したがつて、各國際調査機関は、出願又は特許若しくは実用証（フランス）のいずれか一方に限つて保持することができる。

(e) 国際調査機関の公用語が中国語、韓国語、スペイン語、日本語又はロシア語でない場合には、当該国際調査機関は、その資料に中華人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦若しくは旧ソヴィエト連邦の特許文献又はスペイン語による特許文献であつて英語の要約が一般に利用することができないものを含めないことができる。英語の要約がこの規則の効力発生の日の後に一般に利用することができるようになった場合には、その要約が一般に利用することができるようになった後六箇月以内にその要約に係る特許文献を含めることが要求される。英語の要約が以前には一般に利用することができていた技術分野における英語の要約を提供する業務が中断した場合には、総会は、その技術分野におけるその業

	<p>務の速やかな回復のための適当な措置をとる。</p> <p>(f) この第三十四規則の規定の適用上、公衆の閲覧に供されたにすぎない出願は、公表された出願とはみなさない。</p>	<p>(g) この第三十四規則の規定の適用上、公衆の閲覧に供されたにすぎない出願及び特許は、公表された出願及び特許とはみなさない。</p>
579 ～ 580	<p>最小限の要件の定義</p> <p>第十六条(3)(c)に規定する最小限の要件は次の・・・《略》・・・</p> <p>(i) 国内官庁又は政府間機関は、調査を行うために十分な技術的資格を備えた常勤の従業者を百人以上有していなければならない。</p> <p>(ii) 国内官庁又は政府間機関は、少なくとも、紙、マイクロフォーム又は電子媒体により、調査の目的のために適正に整備された第三十四規則に定める最小限資料を所有し又は利用し得るようにしていなければならない。</p> <p>(iii) 国内官庁又は政府間機関は、所要の技術分野を調査することができる職員であつて少なくとも第三十四規則に定める最小限資料が作成され又は翻訳された言語を理解する語学力を有するものを有していなければならない。</p> <p>(iv) 国内官庁又は政府間機関は、国際調査の・・・《略》・・・</p> <p>(v) 国内官庁又は政府間機関は、国際予備審査機関として・・・《略》・・・</p>	<p>最小限の要件の定義</p> <p>第十六条(3)(c)に規定する最小限の要件は次の・・・《略》・・・</p> <p>(i) 国内官庁又は政府間機関は、所要の技術分野について調査を行うために十分な技術的資格を備えた常勤の従業者を百人以上有していなければならない。</p> <p>(ii) 国内官庁又は政府間機関は、当該国内官庁若しくは政府間機関及び、該当する場合には、その法的な先行官庁若しくは機関が発行した特許及び公表した特許出願を第三十四規則に規定する最小限資料の部分として調査するために、実施細則に定める要件に従つて利用することができるようにしていなければならない。</p> <p>(iii) 国内官庁又は政府間機関は、実施細則に従つて、調査の目的のために少なくとも第三十四規則に定める最小限資料を所有し又は継続して利用し得るようにしていなければならない。</p> <p>(iv) 国内官庁又は政府間機関は、国際調査の・・・《略》・・・</p> <p>(v) 国内官庁又は政府間機関は、国際予備審査機関として・・・《略》・・・</p>
631 ～ 632	<p>最小限の要件の定義</p> <p>第三十二条(3)に規定する最小限の要件は次の・・・《略》・・・</p> <p>(i) 国内官庁又は政府間機関は、審査を行うために十分な技術的資格を備えた常勤の従業者を百人以上有していなければならない。</p> <p>(ii) 国内官庁又は政府間機関は、少なくとも、審査の目的のために適正に整備された第三十四規則に定める最小限資料を容易に利用することができるようにしておかなければならぬ。</p> <p>(iii) 国内官庁又は政府間機関は、所要の技術分野について審査することができる職員であつて少なくとも第三十四規則に定める最小限資料が作成され又は翻訳された言語を理解する語学力を有するものを有していなければならない。</p> <p>(iv) 国内官庁又は政府間機関は、国際予備審査の・・・《略》・・・</p>	<p>最小限の要件の定義</p> <p>第三十二条(3)に規定する最小限の要件は、次の・・・《略》・・・</p> <p>(i) 国内官庁又は政府間機関は、所要の技術分野について審査を行うために十分な技術的資格を備えた常勤の従業者を百人以上有していなければならない。</p> <p>(ii) 国内官庁又は政府間機関は、当該国内官庁若しくは政府間機関及び、該当する場合には、その法的な先行官庁若しくは機関が発行した特許及び公表した特許出願を第三十四規則に規定する最小限資料の部分として調査するために、実施細則に定める要件に従つて利用することができるようにしていなければならない。</p> <p>(iii) 国内官庁又は政府間機関は、少なくとも、審査の目的のために適正に整備された第三十四規則に定める最小限資料を容易に利用することができるようにしておかなければならぬ。</p> <p>(iv) 国内官庁又は政府間機関は、国際予備審査の・・・《略》・・・</p>

		(v) 国内官庁又は政府間機関は、国際調査機関として・・《略》・・	(v) 国内官庁又は政府間機関は、国際調査機関として・・《略》・・
632	64. 1	<p>第六十四規則 国際予備審査における先行技術</p> <p>先行技術</p> <p>(a) 第三十三条(2)及び(3)の規定の適用上、世界のいずれかの場所において<u>書面による開示</u> <u>(図面その他の図解を含む。)</u>によって公衆が利用することができるよう<sup>に</sup>されているすべてのものは、先行技術とする。ただし、公衆が利用することができるよう<sup>に</sup>されたことが基準日前に生じていることを条件とする。</p> <p>(b)・・《略》・・</p>	<p>第六十四規則 国際予備審査における<u>関連のある</u>先行技術</p> <p>先行技術</p> <p>(a) 第三十三条(2)及び(3)の規定の適用上、世界のいずれかの場所において<u>手段のいかんを問わず</u>公衆が利用することができるよう<sup>に</sup>されているすべてのものは、先行技術とする。ただし、公衆が利用することができるよう<sup>に</sup>されたことが基準日前に生じていることを条件とする。</p> <p>(b)・・《略》・・</p>
632	64. 2	<p>書面による開示以外の開示</p> <p>口頭による開示、使用、展示その他の書面による開示以外の手段（「書面による開示以外の開示」）によって公衆が利用することができるよう<sup>に</sup>されたことが 64. 1 (b) に定める基準日前に生じていた場合において、書面による開示以外の開示の日付がその基準日と同じ日又はその後に公衆が利用することができるよう<sup>に</sup>された書面による開示に記載されているときは、<u>当該書面による開示以外の開示は、第三十三条(2)及び(3)の規定の適用上、先行技術の一部とはしない。</u>もつとも、<u>国際予備審査報告においては、当該書面による開示以外の開示につき 70. 9 に定める方法</u>によ<sup>て</sup>注意を喚起する。</p>	<p>書面による開示以外の開示</p> <p>口頭による開示、使用、展示その他の書面による開示以外の手段（「書面による開示以外の開示」）によって公衆が利用することができるよう<sup>に</sup>されたことが 64. 1 (b) に定める基準日前に生じていた場合において、書面による開示以外の開示の日付がその基準日と同じ日又はその後に公衆が利用することができるよう<sup>に</sup>された書面による開示に記載されているときは、<u>国際予備審査報告において、当該書面による開示以外の開示につき 70. 9 に定める方法</u>によ<sup>て</sup>注意を喚起する。</p>

以上